

## 宮崎国際大学における「障害のある学生への配慮および支援」の ガイドラインについて

宮崎国際大学  
＜教育研究評議会決定＞  
制定 平成29年11月8日  
改正 令和2年3月13日

### 1. はじめに

全国の大学において、障害のある学生、障害があることなどを理由に特別な配慮を必要とする学生（以下、障害学生と略す）の在籍数が年々増加しています。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の調査によれば、平成27年5月1日現在、21,721人の障害のある学生が大学等に在籍しており、これは全学生の0.68%に当たります。平成17年の調査では5,444人、平成22年の調査では8,810人であり、この10年で障害のある学生数は約4倍と急増しています。特に、増加が著しいのは、病弱・虚弱、発達障害、精神障害等です。これらの急増の要因の一つとしては、障害についての知見が広まり、大学等における障害のある学生の受入れが進んだことが大きいと推察されています。なお、障害のある学生が在籍する学校数は880校であり、これは全学校数の74.5%に当たります。それに伴い、各大学においては障害学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっています。本学においても、発達障害、病弱・虚弱、精神障害のある学生の入学が考えられることから、支援体制について整備を行うように検討を進めてきました。

我が国は平成19年9月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名し、ついで平成25年12月に批准しました。そして、これに合わせた法整備が進められ、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称障害者差別解消法）」が制定されました（平成28年4月1日施行）。この法律では先の障害者権利条約の内容を踏まえ、障害者への差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれており、官公庁や本学を含む国公立教育機関等においては、それが義務的規定とされました。これをうけて、本学では平成29年11月に「宮崎国際大学における障害のある学生への配慮および支援に関するガイドライン」を制定し、ついで、在籍する障害学生や障害ある入学予定者への個別支援について、カウンセラー・学生部・学部が連携しつつ、令和元年10月に全学的支援体制を整備しました。

本学では、特にアクティブラーニング、クリティカル・シンキングを主体とした双方向の授業（座学）、演習、ゼミやフィールドワークなど多様な授業法により学生にとって分かり易い教育を実践しています。しかし、発達障害のある学生にとって、必ずしもそうではないことが報告されています。また、障害学生のなかで、小・中・高校までに

何らかの支援を受けてきた学生の場合、入学後大学側に合理的配慮を求めてくることが考えられます。また、学生は入学後、異なる環境下に適応できず適応障害を発症したり、また、実際の授業等で理解することが困難であったりして自分自身の障害（特徴）に気付く学生もいます。いずれの場合でも、周囲の学生や教員からの働きかけがきっかけとなって見つかることが多く、周囲の協力が非常に重要になっています。

以上のように、大学に入学した障害学生は、障害のない学生と同様に、授業を履修し単位取得し、卒業論文等を仕上げ、卒業を目指しますが、個々の状況に応じて合理的配慮が必要です。これらの支援には大学における教職員との協働は必須であることは言うまでもありませんが、障害の特性等により、学生のニーズも一人一人異なるため、支援のあり方も一律ではありません。また、教職員は学生からの要望のすべてに応えることができるとは限りません。

本ガイドラインでは、宮崎国際大学が障害学生への支援を行うために、障害学生支援規程及び障害学生支援委員会規程を新たに策定し、以下の「2. 障害学生への支援の基本方針」のもと、障害学生への「3. 支援内容」・「4. 支援の具体例」、「5. その他」について、策定しましたので、公表します。また、入学後、本ガイドラインに記載する障害等により合理的配慮を希望する学生は国際教養学部・教育学部の学生便覧に必要な手続き等が記載されていますので、確認の上、申請をお願いします。

## 2. 障害学生への支援に関する本学の基本方針

- 障害学生・保護者からの申請（要請）に基づいて、成長・自立の妨げにならない範囲で、障害の故に出来ない部分について必要な支援を行います。
- 授業を担当する特定の教員だけが個別に対応するのではなく、関係部局や事務職員も含めて全学で支援します。
- 障害学生を一般学生と最初から区別することを前提とするのではなく、障害の度合いに応じた対応を行います。一般学生と同じ場で学習できるように環境作りや配慮を行います。
- 成績評価に対し、障害学生の評価基準を下げる必要はないが、視聴覚障害学生への情報伝達の方法や、出席できない場合への配慮、試験時間の配分など障害の度合いによって不利益を被ることがないように配慮します。
- ゼミや実技科目においては、ケアできる環境（人材及び設備）を整備していくことが必要ですが、すぐには対応できない場合などには、状況を適宜考慮し、代替履修項目を検討するなど、単位認定において障害学生の不利益とならないような方策を立てます。

## 3. 支援内容について

障害学生に対する支援内容は、学生の状況でそれぞれ異なるため、担当する授業の履修者の中に、合理的配慮を必要とする学生がいた場合、担当教員は学生が抱える困難や状況に応じた配慮をお願いします。また、授業中の支援については、その科目の担当教

員が責任を持って実施するようお願いすることになりますが、障害学生からの申請に応じて学生部における学生相談、カウンセラーや学部のアドバイザー教員とも協力して支援体制を整えることになります。

実際に授業が進んでいく中で問題や不安が生じた場合には学生部・カウンセラーやアドバイザー教員に相談してください。アドバイザー教員とも協力して対応します。

#### 4. 支援の具体例

##### (1) 障害のある学生全般に共通する配慮の例

###### 1) 通常の授業に対する配慮

###### ① 授業への出席

通常の学生と同様に、授業を受けることが望まれます。しかし、学生によっては特別な配慮が必要な場合がありますので、その際には担当教員には協力をお願いします（例えば、体調や通院等の理由により授業に出られなかった場合に、補講を準備する等）。

###### ② 優先席の設置と利用

各教室の前側出入り口近くに、優先席スペースを設けます。肢体不自由のある学生、聴覚障害で声が聞きとりにくい学生、適宜トイレや服薬を必要とする学生には優先席の利用をお勧めください（強制ではありません。利用するかどうかは当該学生の希望によりますが、授業進行上、やむを得ない場合は優先席を指定してください）。

###### ③ 出席点に対する配慮

文部科学省による示達では、授業等において出席点は認められないことになっています。これは出席したことだけで点を与えることは正しい評価法とは認められず、あくまでも授業の目的とする教科の理解を学生が達成しているかに対して評価点を与えていただくためです。しかし、精神的な障害、心理的な状況で出席できない学生に対しては、特別な配慮をお願いします。対応をお願いする学生については、学生相談・学務係より連絡をします。欠席に対して負の評価を与えないようお願いします。なお、欠席した場合には別途個別に補講をするなどの対応をお願いします。また、これは演習・実技科目においても同様に配慮をお願いします。

###### 2) 試験に対する配慮

###### ① 試験監督

障害学生が出席している授業を行っている教員が試験監督をする場合が多いと考えられますが、もし異なる場合には試験監督者に対して、当該学生への配慮を指示するようにお願いします。

###### ② 試験の開始と終了

視聴覚障害学生をはじめとして、開始時と終了時が明確に分からない場合があるため、音声や板書・パネル等の利用によって「始め」や「やめ」の指示が正確に伝わるようにしてください。

###### ③ 別室受験

例えば、問題文の読み上げが必要となる、筆記に時間がかかる等の理由により他の学

生と同室での受験が困難な学生に対しては、同時間帯に別室で受験をする、時間を延長する等の対応が必要となります。その場合は学生部・教務部まで対応について相談ください。

## (2) 障害の種別や特性に応じた配慮の例

### 1) 視覚障害のある学生への配慮

ほとんどの視覚障害学生は、黒板に書かれた文字やスクリーンに投影されたパワーポイントのスライド、ビデオ画面などを読む（見る）ことができません。授業に用いるパワーポイントや配布資料などは、テキストデータを事前に提供することが望まれます。そのことにより、データを点訳したり学生が自分のパソコン上で音声に変換したりして内容を理解することができます。また、授業で使用する教科書や参考図書の情報を早めに提供することも大きな助けとなります。

視覚障害の中でも「弱視」にあたる学生の多くは、文字を拡大したり、弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具を活用したりして視力を補っています。また、明るい照明を必要とするため、机上に個別照明器具を設置することを認めるといった配慮も考えられます。パワーポイントの内容は見えづらいため、プリントにさせていただくか事前にデータを提供していただけると良いと思われます。一方、明るさに順応しにくく室内でもサングラスが必要な学生もいます。その場合はパソコンの画面やプリントで白黒を反転させるなどの工夫が考えられます。

授業場面では、教員は可能な限り指示語を使わず、具体的な言葉を用いながら説明を行うことが望まれます。

視覚障害には、一部の色彩の知覚に障害がある「色弱」と呼ばれるものもあります。生活の中では信号機の色が分からない、強調によく使われる赤が目に入ってこない、赤いチョークの字が読めないといった不自由さがあります。そのため学内では、チョークは白と黄色を基本とする、レーザーポインターは緑色のものを使用する、棒グラフ、円グラフなどを作成する際に境界線を入れる、凡例を書き込む、スライドで用いる色の種類を極力少なくし、明確に異なる色を使用するなどといった配慮があると良いと思われます。

### 2) 聴覚障害のある学生への配慮

授業中に話される先生の言葉を、ノートテイクやパソコンノートテイクにより文字化することで、授業に関する情報を得ることを保障することが出来ます。その場合、支援スタッフやボランティアが1～3名で支援することになります。それでも、文字化できる情報量は、ノートテイクの場合で話し言葉の2割程度、パソコンノートテイクの場合でも、5～7割程度です。ゆっくり話してもらうことで、保障できる情報量は多くなります。

また、学生が装着している補聴器に、教員の声を直接届けることができる特殊なマイクの使用を求める場合があります。

聴覚障害のある学生に対して、授業内容をまとめた資料は役に立ちます。レジュメ等、

視覚で受けとることのできる情報は、聴覚障害学生がより正確に授業内容を把握できるだけでなく、ノートテイク（支援者）にとっても、より正確な情報を伝えるために非常に有用です。テスト範囲や提出物の期限等、重要な内容は板書やプリント（印刷物）で伝えてください。また、支障がない場合には、授業の録音を許可して頂くことも考えられます。

### 3) 肢体不自由のある学生への配慮

四肢や体幹に永続的な姿勢運動障害がみられるのを肢体不自由と呼びますが、状態像やニーズは障害を受けた部位や程度によってかなり個人差があります。

各キャンパスには様々な傾斜や段差があり、それらを回避しながら移動すると、目的地までの動線が長くなる場合があります。教室間の移動に時間がかかる、トイレに時間を要するなどの事情により遅刻して教室に入ってきて、学生に不利にならないような配慮が必要になります。教室では優先席を確保したり、授業や演習の途中で動いたり立ったりする場面ではできるだけ移動を少なくするなどの配慮をお願いします。

授業中、配布物が行き渡っているか丁寧に確認したり、読み込む作業や量が多い資料は事前にデータを送付するといった配慮も考えられます。

また、上肢障害により、筆記が困難であったりキーボードの操作に時間がかかったりする場合があります。提出物については時間的に余裕を持たせる、また紙媒体を電子媒体に替えることを認めるといった対応が考えられます。

### 4) 病虚弱の学生への配慮

心臓・呼吸器・腎臓など内臓の疾患や膠原病、糖尿病、神経・筋疾患など治療が長期間にわたる疾患を抱える方、内臓機能や免疫機能などに障害のある方などが支援の対象となります。外見上は健康な学生と区別がつかないかもしれませんが、継続的な通院や服薬などの治療を必要とし、治療を受けていても発作が起きたり体調不良になったりすることもあります。学生本人は周りに同じ立場の人がいないため孤独を感じたり、あるいは修学上の不安を感じることもあるようです。

疾患により症状や状態像はさまざまですが、共通することとして定期的な検査や通院・入院のため、授業の欠席が多くなる場合があります。その際に欠席扱いとしないことや、代替えの課題を準備するなどの配慮が求められます。また運動制限を受けている場合もあるので、実技以外の代替えの課題を準備することなども考えられます。

### 5) 発達障害のある学生への配慮

発達障害のある学生では、その障害の特性は一人ひとりで異なります。個々のニーズに合わせた支援が必要です。学生本人だけでは、自分のニーズを詳細に説明することができない場合が通常ですので、丁寧な聞き取りが重要になってきます。

授業に際して、話を聞きながらノートを取る作業を同時にこなすことが困難な場合があります。修学上の支援として、支障がない場合には授業内容の録音を許可する、あるいは詳しい配布資料を準備すること等が考えられます。また、こだわりが強く、決まっ

た席でないとは座れない、集団の中で試験が受けられないという学生の場合は、座る席や別室受験に関する配慮が必要となることもあります。

口頭中心の説明をよく理解することや、状況の変化に柔軟に対応することが苦手な面があるため、実験や実習において手順どおりにできない場合や教室や時間の変更に対応できないことがあります。重要な内容については余裕をもって事前に、印刷物等目で確認できるものによって伝える、視覚的教材を使ってなるべく具体的な説明を心がける等の対応をお願いします。

集団での話し合いや討論の場面では、自分の意見がなかなか言えなかったり、逆に言い過ぎてしまったりする場合があります。このような場合には、事前に議論のルールを明確に決めておいたり、ルールの学習を援助していくことが大切となります。

普段は他の学生と変わらない対応でも大丈夫ですが、苦手な刺激を受けた場合や予測していなかった場面に遭遇したり、強いプレッシャーを感じたりする場合等、パニックになるケースもあります。教員側でも冷静な対応が求められますが、困った場合には学生部、カウンセラーやアドバイザー教員に相談してください。

## 6) 精神障害のある学生への配慮

精神障害のある学生に対して、これまでは一般的に保健・健康管理という枠組みの中で支援を行ってきた経過があります。このような学生に対しては投薬等、精神科医による治療が行われますが、実際の大学生活の中では修学に関することをはじめとさまざまな困難が生じるため、その内容に応じた支援が必要になってきます。一口に精神障害と言ってもその内容は幅広く、症状やその程度も人によって異なります。したがって、まずは個々の状況や問題を丁寧に把握することが重要です。

定期的な通院をしている方がほとんどであるため、特定の授業が欠席になりやすい場合があります。その際には欠席扱いとならないよう、代替えの課題等を準備するといった配慮が考えられます。また、集団を前に発表することが、高い不安や緊張のために困難な場合があります。またそれ以外の場面を含め、何らかの心理的な影響を受けて、(一時的な)身体的不調が生じる場合もあります。例えば、評価の基準を変えない範囲で発表の仕方を工夫したり、座席の位置や一時退席などに配慮するといった対応が考えられます。

病状の不安定さにより定期試験が受けられなかった場合、再試験あるいは他の方法になるケースもあります。様々な配慮や対応があると思われまますので、お困りのことがあれば学生部、カウンセラーやアドバイザー教員に相談してください。

## 5. その他

「障害のある学生への配慮および支援」は、本ガイドラインによりほぼ対応可能となると考えられますが、今後、より具体的に対応する必要がでて来ると考えています。今後、本学において個別な対応について事例集を発行するなど対応していきたいと考えています。